

税理士  
法人

# AIF事務所便り

2023.11.1/376号



## contents

- ◆「年収の壁」解消に向けた対策を決定、  
10月から導入開始
- ◆退職所得について 税理士 馬道昂志

# 「年収の壁」解消に向けた対策を決定、10月から導入開始

## 「年収の壁」

パート労働者の収入が一定額を超えると、税金や社会保険料の負担が生じて手取りが減ります。この金額を「年収の壁」と呼びます。

## 「年収の壁・支援強化パッケージ」

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しするため、2023年10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」が実行される予定です。

具体的には、従業員が101人以上の企業で社会保険料の納付義務が生じる「106万円の壁」への対応策として、労働者の収入を増加させる取組を行った企業に対して、従業員1人あたり最大50万円の支援が行われます。

### (1) 手当等支給メニュー（手当等により収入を増加させる場合）

要件	1人あたり助成額
① 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1	<b>1年目 20万円</b>
② 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1するとともに、3年目以降、以下③の取組が行われること	<b>2年目 20万円</b>
③ 賃金の18%以上を増額※2させていること	<b>3年目 10万円</b>

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。  
 ・①、②の賃金は標準報酬月額及び標準賞与額、③の賃金は基本給。  
 ・1、2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）。3年目は6ヶ月後に支給申請。

### (2) 労働時間延長メニュー（労働時間延長を組み合わせる場合）

＜現行の短時間労働者労働時間延長コースの拡充＞

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人あたり助成額
①	4時間以上	—	<b>30万円</b>
②	3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
③	2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
④	1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。  
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。  
 ・賃金は基本給。

また、社会保険料の負担を軽減するため、企業から従業員に支給する「社会保険適用促進手当」も新設されます。この手当は、給与・賞与とは別に支給するものとし、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮されません。

次に、従業員100人以下の企業で、扶養から外れて社会保険料の支払いが生じる「130万円の壁」への対応策として、連続2回まで一時的に130万円を超えても人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨を企業側が証明することで扶養にとどまれる仕組みが作られます。

結果、10月より右図の「年収の壁」となります。

	住民税	所得税	社会保険料 (厚生年金・健康保険)
100万円超 103万円以下	<b>支払う</b> 	支払わない	支払わない
103万円超 106万円以下		<b>支払う</b> 	
106万円超 130万円以下			一定条件を満たすと支払う
130万円超		<b>支払う</b> 	

## 退職所得について

### ●退職所得は申告不要でよい？

#### 退職所得は申告から外するのが原則

源泉徴収によって納税済みなので、退職所得の金額については、確定申告をする必要がありません。これは、現職当局者執筆の「確定申告の手引」において記されているところです。

それでも強いて退職所得申告をする場合があるとしたら、退職所得の金額を損益通算の対象に出来る場合、退職所得の金額から純損失や雑損失の繰越控除が出来る場合、退職所得の金額から所得控除が出来る場合、寄附金控除の限度額計算で有利計算に出来る場合など、有利選択の場合があげられます。

#### 有利選択でない時に申告に含めると

逆に、「公的年金等に係る雑所得」以外の所得の合計所得金額が 1000 万円超の場合には、公的年金等控除額が一律 10 万円引下げられ、2000 万円超の場合には、一律 20 万円引下げられます。配偶者控除・配偶者特別控除は、本人の合計所得金額が 900 万円から段階的に控除の金額が減少し、合計所得金額 1000 万円超では対象外となります。寡婦控除・ひとり親控除は、合計所得金額 500 万円以下との適用制限があります。基礎控除は合計所得金額 2500 万円以下に限定されます。雑損控除と医療費控除の足切り額は合計所得金額が大きくなると増える場合があります。これらの場合に於いては、退職所得を申告に含めると、税負担を増やす結果になることがあります。

### ●退職所得の所得税と住民税

#### 退職所得に対する住民税

住民税は、通常は翌年課税ですが、退職所得に対する住民税は、特別徴収により完結する現年課税です。課税権も、退職所得が支払われた年の 1 月 1 日現在の住所地の自治体にあります。

課税標準も、他の所得と分離されているので、完全分離課税となります。所得税での退職所得も分離課税と言われますが、所得税では、合計所得金額の構成要素であり、損益通算や、純損失・雑損失の繰越控除や、所得控除の適用が可能です。しかし、住民税での退職所得については、合計所得金額の構成要素ではなく、損益通算や、純損失・雑損失の繰越控除や、所得控除の適用は出来ません。分離課税の分離の程度が徹底しています。

#### 合計所得金額の概念が異なる不都合

退職所得があることによって、所得税で、公的年金等控除額が 10 万円又は 20 万円引下げられたとか、配偶者控除・配偶者特別控除が減額又は適用除外になったとか、寡婦控除・ひとり親控除・基礎控除の適用除外となったとか、雑損控除と医療費控除の足切り額が大きくなってしまったとか、ということになったとしても、住民税では、分離課税の退職所得があることによるこのような影響は、完全に排除されます。

とは言え、所得税の申告書の提出だけで、住民税での退職所得の影響の排除は、自動的に完全になされる保証はありません。特に、適用除外の場合の復活は、所得税の申告書だけからでは遡及追跡困難なので、住民税の申告書の提出が必要です。

国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者保険料の計算は、住民税に準拠してなされるので、これらの負担にも影響します。